

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

市区町村教育委員会

協議会の設置
(努力義務)
委員の任命
協議会の適正な運営を確保する措置

委員の任命に
校長の意見を反映

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入した学校)

(委員) 保護者代表・地域住民、
地域学校協働活動推進員など

学校運営協議会

学校運営に関する意見
教職員任用に関する意見
学校運営や必要な支援に関する協議

校長

説明
承認
説明
意見

学校運営の基本方針
学校運営・教育活動

都道府県教育委員会

教職員の任用
(学校運営協議会の意見を尊重)

協議の結果に関する
情報提供の努力義務

意見

情報提供・協議を踏まえた
地域学校協働活動

保護者・地域住民等
(地域学校協働本部等)

<学校運営協議会の主な役割>

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

地教行法第47条の6

複数校について
一つの協議会の設置が可能

C中学校
A小学校
B小学校
学校運営協議会
小中一貫型小・中学校など